

(別 紙)

## 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を求める意見書 (案)

戦前、天皇絶対の専制政治による国民弾圧の武器として猛威を振るった治安維持法の制定（1925年3月19日成立、4月22日公布、5月12日施行）から今年で100年を迎える。

同法は、天皇絶対の政治や侵略戦争に反対する政党・団体・個人を弾圧対象とし、日本共産党、社会民主主義者、多くの文化人や知識人、労働組合、宗教団体などを苛酷に弾圧した。1928年には天皇の命令である緊急勅令で最高刑を死刑とした。

同法による国内の検挙者は6万8千人を超え、弾圧による死者は拷問で虐殺された93人を含め500人余に及んだ。植民地の朝鮮や台湾、かいらい政権「満州国」（中国東北部）でも死刑を含む弾圧が吹き荒れた。

戦後、1945年10月15日、同法は政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。

ワイツゼッカー元西ドイツ大統領は「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となる」と演説し（ドイツの敗戦40年にあたる1985年5月8日の連邦議会）、国民に対し、ナチス・ドイツの過去をありのままに見つめる勇気を持つよう求めた。

世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993年）は「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として---その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。

再び戦争と暗黒の時代を許さないために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすることを求める。

よって、国においては、治安維持法施行100年にあたり、次の事項について実現を図るよう求める。

- 一、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 二、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 三、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月      日  
高 松 市 議 会

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } | 宛 |   |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 |   |   |   |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 |   |   | 臣 |
| 法 | 務 |   | 大 | 臣 |   |   |   |
| 財 | 務 |   | 大 | 臣 |   |   |   |